

令和 7 年度 島根県留置施設視察委員会の活動状況

島根県留置施設視察委員会が各留置業務管理者に対して述べた意見と、これを受けて留置業務管理者が講じた措置の概要は次のとおりです。

1 委員会の活動

島根県留置施設視察委員会は、令和 7 年 6 月 1 日、島根県公安委員会から 4 人の委員が任命を受け、同年 6 月 5 日に第一回会議を開催し、年間活動計画等の決定がなされました。

	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月	令和 7 年 9 月	令和 7 年 11 月	令和 8 年 2 月
会議	第一回	—	—	—	第二回
視察	—	江津・浜田署	隠岐の島・浦郷署	松江・安来署	出雲署

2 委員会の意見と留置業務管理者が講じた措置の概要

(1) 施設面

意見の概要	措置の概要
ア 常に使用している留置施設以外の施設においても、留置に備えて施設内設備の点検、備品の補充等をお願いする。	引き続き、各施設において施設点検を実施し、必要な物品等を配備する。
イ 浴室脱衣場の段差及び浴槽の深さがある施設があり、改善をお願いする。	必要に応じて介助等を実施して対応する。

(2) 処遇面

意見の概要	措置の概要
ア 女性被留置者が留置される施設において、女性特有の問題に迅速かつ的確に対応できるよう物的体制及び人的体制の充実をお願いする。	引き続き、対応に必要な物品の配備を行い、人員配置にも配慮する。
イ 糖尿病罹患の被留置者に対する糖尿病食の対応、各種栄養素の充足をお願いする。	嘱託医に食事指導や栄養剤の処方を依頼するほか、指定業者等と連携して栄養の充足に配慮する。
ウ 被留置者の急病・体調不良の訴え等については嘱託医の意見を聞きながら、より迅速な対応をお願いする。	嘱託医と連携し、迅速かつ的確に対応する。
エ 外国人対応において、I T 技術・A I 技術で採用可能なものは採用をお願いする。	今後、採用可能なものについて検討していく。

(3) その他

意見の概要	措置の概要
ア 休憩室を職員が使いやすいよう、より一層改善していただくようお願いする。	職員の要望をもとに、必要な設備を充実させるなど改善に向け検討する。
イ 被留置者の死亡事案について、検証と再発防止策の職員への周知をお願いする。	検証結果をもとに、再発防止策について検討し、職員に周知している。